

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月28日

【事業年度】 第14期(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 高田 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 高田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 8月	平成22年 8月	平成23年 8月	平成24年 8月	平成25年12月
売上高 (千円)					20,993,462
経常損失() (千円)					941,847
当期純損失() (千円)					2,563,825
包括利益 (千円)					2,602,905
純資産額 (千円)					4,007,397
総資産額 (千円)					8,697,635
1株当たり純資産額 (円)					124.07
1株当たり 当期純損失金額() (円)					93.58
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)					45.5
自己資本利益率 (%)					74.7
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					1,316,117
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					2,507,945
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					6,363,713
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)					4,512,310
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	()	()	()	()	966 (136)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外グループへの出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。

4. 平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会決議により、決算期を8月31日から12月31日に変更しました。従って、第14期は平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヵ月間となっております。

5. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第14期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 8月	平成22年 8月	平成23年 8月	平成24年 8月	平成25年12月
売上高 (千円)	2,365,263	2,953,315	5,664,942	15,209,816	17,093,175
経常利益又は 経常損失() (千円)	53,644	131,383	951,149	2,819,671	730,221
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	93,909	209,587	549,989	1,622,501	2,791,173
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	583,250	583,250	583,850	902,180	2,748,090
発行済株式総数 (株)	15,595	15,595	4,680,900	26,050,000	33,058,600
純資産額 (千円)	544,394	753,981	1,305,170	2,976,427	3,882,338
総資産額 (千円)	1,347,416	1,506,899	2,519,166	5,391,275	8,262,369
1株当たり純資産額 (円)	23.27	32.23	55.77	119.36	120.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	()	()	()	()	(-)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金額 () (円)	4.01	8.96	23.51	63.78	101.88
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)				59.11	
自己資本比率 (%)	40.4	50.0	51.8	55.2	46.4
自己資本利益率 (%)	18.9	32.3	53.4	75.8	81.9
株価収益率 (倍)				7.64	
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	331,274	85,596	471,295	2,260,471	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,350	159,188	84,946	1,087,317	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	104,637	71,698	89,920	32,260	
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	741,216	424,889	721,316	1,862,209	
従業員数 (名)	140	167	231	397	651
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(18)	(60)	(107)	(133)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、第14期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第10期から第12期は関連会社がないため、第13期は関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。
4. 第10期から第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 当社株式は、平成23年9月27日をもって、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、第13期の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第13期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 当社は、平成23年4月21日付で、1株を300株として株式分割を、また、平成24年2月1日付で、1株を5株として株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 第10期から第12期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。
9. 平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会決議により、決算期を8月31日から12月31日に変更しました。従って、第14期は平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヵ月間となっております。
10. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
11. 第14期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、平成12年1月に株式会社サイバードの研究・開発部門として、ケイ・ラボラトリーを発足し、その後、平成12年8月に株式会社ケイ・ラボラトリーを設立し、携帯電話向けプログラムの開発を行ってまいりました。設立以後の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成12年1月	株式会社サイバードの研究・開発部門として、ケイ・ラボラトリーを発足
平成12年8月	株式会社サイバードを親会社として株式会社ケイ・ラボラトリー設立
平成15年8月	大阪府大阪市に西日本支社(現 大阪事業所)を設置
平成16年11月	商号をKLab株式会社に変更 株式会社サイバードが保有する当社全株式を株式会社USENに譲渡し、株式会社USENの連結子会社となる
平成19年2月	株式会社USENがSBIホールディングス株式会社等に当社株式を譲渡し、株式会社USENの連結子会社ではなくなる
平成21年12月	ソーシャルアプリ提供を目的として、KLabGames(100%子会社)株式会社を設立し、ソーシャルゲーム「恋してキャバ嬢」サービス開始
平成22年8月	経営の効率化を目的としてKLabGames株式会社を吸収合併
平成23年9月	東京証券取引所マザーズ市場に当社株式を上場
平成23年12月	ベンチャー・インキュベーション事業を目的とした子会社KLab Ventures 株式会社を設立
平成24年2月	グローバル市場向けにアプリケーションのパブリッシングを行う子会社KLab Global Pte. Ltd. をシンガポールに設立
平成24年4月	アメリカ合衆国においてアプリケーションの企画およびマーケティングを行う子会社KLab America, Inc. を設立
平成24年4月	フィリピンにおいてアプリケーション開発事業を行うCYSCORPIONS INC. (現 KLab Cyscorpions Inc.) の株式を取得し子会社化
平成24年5月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
平成24年9月	メディアインクルーズ株式会社を子会社化
平成24年12月	中国 上海に可来 ^{8F} 件 ^{5F} 5 ³ 1 (上海) 有限公司 (通称 KLab China Inc.) を設立
平成25年1月	メディア事業やイベント事業などを行うネクストタイムズ株式会社を設立
平成25年11月	SI事業部門を株式会社アクロディア、ライセンス事業部門を株式会社レピカに売却

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社 5 社、および持分法適用関連会社 1 社(平成25年12月31日現在)により構成されております。

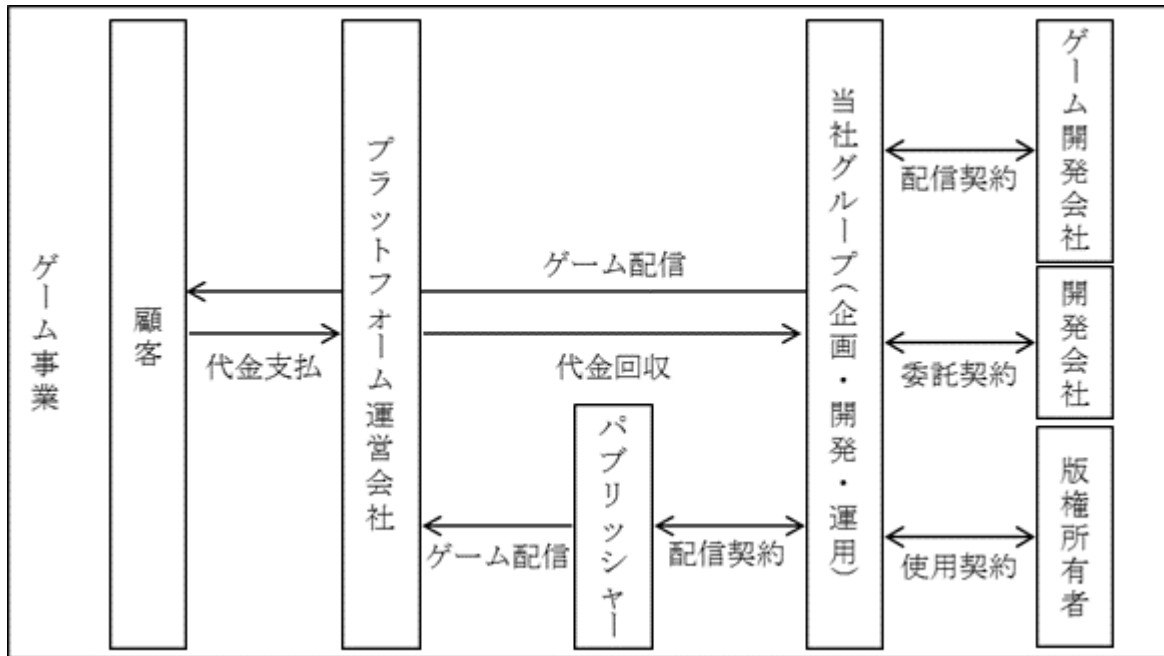
なお、当連結会計年度より報告セグメントの名称を変更しております。

当社の各事業の内容は以下のとおりであります。

区 分	主要な業務の内容	グループ会社
ゲーム事業	スマートフォン向けアプリを中心にモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営を行っております。	KLab株式会社 KLab Global Pte.Ltd. メディアインクルーズ株式会社 KLab America, Inc. KLab Cyscorpions Inc. 可来件(上海)有限公司(KLab China Inc.)
その他事業	大規模・高負荷対応インフラサービスの提供、ファッション雑誌と協業したeコマースサイトの企画運営等を行うeコマース事業を行っております。	KLab株式会社

(注) SI事業及びライセンス事業につきましては、当連結会計年度において事業譲渡を行っております。

当社グループの主要な事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) KLab Global Pte. Ltd. (注) 3、4	シンカポール共和国	200千SGD	ゲーム事業	100.0	役員の兼任あり
メディアインクルーズ株式会社 (注) 5	岡山県岡山市	27,025千円	ゲーム事業	100.0	役員の兼任あり
KLab America, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	500千USD	ゲーム事業	100.0 〔100.0〕	役員の兼任あり
KLab Cyscorpions Inc.	フィリピン共和国 マニラ市	25,250千PHP	ゲーム事業	66.7 〔66.7〕	役員の兼任あり
可来 ⁵⁷ 件 ⁵⁷ 5 ⁵³ (上海)有限公司 (KLab China Inc.)	中華人民共和国 上海市	1,400千SGD	ゲーム事業	100.0 〔100.0〕	役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) SBI-KLab Startup 1号 投資事業有限責任組合	東京都港区	50,000千円	その他事業	46.9 〔0.7〕	役員の兼任あり

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有割合の〔 〕内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 債務超過会社で債務超過額の額は、平成25年12月末の時点で524,542千円となっております。
 4. KLab Global Pte. Ltd. については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	2,184,409千円
経常損失	401,180千円
当期純損失	401,180千円
純資産額	524,542千円
総資産額	670,033千円

5. メディアインクルーズ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	2,447,775千円
経常利益	112,796千円
当期純利益	27,926千円
純資産額	99,900千円
総資産額	446,496千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ゲーム事業	966 (136)
その他事業	
合計	966 (136)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。
2. 当社は、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
651(133)	30.4	2.2	4,799,189

セグメントの名称	従業員数(名)
ゲーム事業	651 (133)
その他事業	
合計	651 (133)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。
3. 当社は、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が254名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合はありませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

当連結会計年度は決算期変更により16ヵ月決算となっているため、また、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比は記載しておりません。

1 【業績等の概要】

(1) 業績

経営成績

項目	前期	当期 (12ヶ月換算)	当期 (16ヶ月)	前期比 (12ヶ月換算比較)
売上高	15,209,816千円	15,745,097千円	20,993,462千円	3.52%増
営業利益又は 営業損失()	2,810,663千円	917,643千円	1,223,523千円	
経常利益又は 経常損失()	2,819,671千円	706,386千円	941,847千円	
当期純利益又は 当期純損失()	1,622,501千円	1,922,869千円	2,563,825千円	

セグメント別の業績は、次のとおりです。

ゲーム事業

売上高	19,932,936千円
セグメント利益	4,471,862千円

その他事業

売上高	1,060,526千円
セグメント利益	362,983千円

- (注) 1. 当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントのうち、従来の「ソーシャル事業」について「ゲーム事業」へ名称変更いたしました。当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。
2. SI事業及びライセンス事業につきましては、当連結会計年度において事業譲渡を行っております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は4,512,310千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により支出した資金は、1,316,117千円となりました。これは主に法人税等の支払額1,201,697千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、2,507,945千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出1,965,097千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出304,177千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、6,363,713千円となりました。これは主に短期借入金の増減による収入2,750,000千円、株式の発行による収入3,493,141千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)	前年同期比(%)
ゲーム事業(千円)	19,932,936	
その他事業(千円)	1,060,526	
合計(千円)	20,993,462	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比の記載を省略しております。

相手先	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ディー・エヌ・エー	6,283,435	29.9
Apple Inc.	5,078,584	24.2
Google Inc.	3,324,310	15.8
グリー株式会社	2,105,838	10.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループが、現時点で認識している課題は、以下の通りです。

(1) 構造改善による大幅コスト削減

従業員の削減

月次売上高13.5億円で黒字化するラインまでグループ会社全体を対象に従業員数を削減する。

国内においてはピーク時と比較して22%削減する。

外注費の削減

当連結会計年度期中から外注費の削減に取り組み一定の成果をあげた。引き続き外注費の削減に取り組む。

関係会社・拠点の整理、統合

オフィスの整理、縮小を実行。

関係会社の統合を行うことで重複部門の集約を行いコスト削減を進める。

その他すべてのコストの見直し

その他すべての費目についてコストの見直しを行いコスト削減を進める。

(2) ヒット率向上と海外展開による売上拡大

低利益・不採算案件からの撤退

人員削減による開発ラインの減少については、既存の運用案件を撤退することで開発リソースを捻出する。

10タイトルのサービス終了・撤退・運用移管を行う。

高利益案件のみの運用に絞り込み、収益率の向上を図る。

開発の共通化

共通開発する部分の割合を増やし、開発の効率化を図る。

開発規模のバランス配置

開発規模ごとに適正な開発ライン数を設定し、小中規模の案件開発のライン数を確保する。

ゲームポートフォリオの設定

当社に欠けていたCasual/Casual-Coreゾーンを狙い、特にCasual-Coreゾーンを重点領域とする。

ヒット率向上

新たなゲーム開発戦略のもと、ゲームスタイル骨子などを大きく変更する。

本年度にリリースするタイプは従来のスタイルとは別のスタイルのゲームとする。

海外展開とパブリッシャーの活用

日本でしか売れないタイトルは作らない。日本だけでなく世界市場を狙えるタイトルを作る。

収益機会を拡大すべく、今後のタイトルは対応言語を増やす。

昨期は北米市場を最優先市場としていた。今期は、急成長している中国・韓国・台湾を中心とした東アジアを最優先市場とする。タイトルによっては欧米市場を含む全世界向けに作る。

海外の大手パブリッシャーとの提携は準備が完了している。

平成26年12月期は、当連結会計年度に構築した海外展開の基盤の上で、確実なマネタイズ、収益化を目指す。

4 【事業等のリスク】

当社グループが認識している投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスクを認識した上で、リスク発生の回避及びリスクが発現した場合の対応に努めております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが認識しているものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境等に関するリスク

モバイル関連市場について

- ・ モバイルオンラインゲーム市場の成長ペースが大きく鈍化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ 市場が成熟していないため、今後、大手企業による新規参入により市場シェアの構成が急激に変化することで、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ 市場が順調に拡大し続けた場合であっても、当社グループが必ずしも市場と同じペースで成長しない可能性があります。

競合企業の状況について

- ・ 当社グループと同様にモバイルオンラインゲームを提供している企業や新規参入者との競争が激化することにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新への対応について

- ・ インターネット関連分野は新しい技術の開発及びそれに基づく新サービスの開発が日々行われており、変化の激しい業界です。この新しい技術やサービスへの対応が遅れた場合、当社グループの競争力が低下し業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 携帯端末の分野においてはスマートフォンが急速に普及しており、高性能化・多機能化が進んでおります。このハード面への対応が遅れた場合、市場シェアを失い当社グループの業績に影響を与える可能性があります。
- ・ 新しい技術や新しいサービスへの対応のために多大な支出が必要となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

海外における事業展開について

- ・ 海外においては政治・経済の状況、社会情勢、法令や規制等の予期せぬ変更により、当社グループの想定通りに事業を展開できない可能性があります。
- ・ 海外ユーザーの嗜好や消費行動が日本のユーザーと大きく異なることがあります。この違いにより海外市場において想定通りに事業を拡大していくことができない可能性があります。
- ・ 海外子会社の財務諸表は現地通貨にて作成されますが、連結財務諸表上は円換算されます。為替相場の変動により為替差損益が発生するため、当社グループの業績および財政状況に影響を与える可能性があります。

Apple Inc.及びGoogle Inc.の動向について

- ・ 現状、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2つのプラットフォームへの収益依存が大きくなってきております。これらプラットフォームの規約の変更、手数料率等の変更等が行われた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

ゲームの企画・開発・運営について

- ・ モバイルオンラインゲームはユーザーの嗜好の移り変わりが激しくなっております。ユーザー嗜好の的確な把握やユーザーのニーズに対応するゲームの提供が何らかの要因によりできない場合には、ユーザーへの訴求力が低下する可能性があります。

ライセンス契約が関係するサービスについて

- ・ 当社グループのゲームの中には、第三社が権利を保有するキャラクター等についてライセンス契約を締結したうえで使用しているものがあります。何らかの理由によりキャラクター等の使用ができなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定人物への依存について

- ・ 代表取締役社長である真田哲弥は、当社グループの経営方針の決定、事業運営において極めて重要な役割を果たしております。何らかの理由により業務遂行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ ゲーム開発においてゲームプロデューサーが果たす役割は大きく、ゲームがヒットするかどうかはプロデューサーの能力に依存している部分が大きくなっております。優秀なプロデューサーが何らかの理由により業務遂行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

通信ネットワーク・コンピュータシステムについて

- ・ 携帯電話やPC等を結ぶ通信ネットワークが、自然災害や事故（社内外の人的要因のものを含む）、急激なアクセスの集中等によって切断された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ コンピュータウィルスやハッカーの不正な侵入により通信ネットワークやコンピュータシステムに障害が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ 計画を超えるユーザーの急激な増加等が発生した場合、設備投資の前倒しや計画よりも大きな費用負担が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

- ・ 事業の急速な拡大により十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、円滑な事業運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報管理について

- ・ 何らかの理由で重要な情報が外部に漏えいした場合には、当事者への賠償、ビジネス機会の喪失、社会的信頼の失墜等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法令・規制、その他コンプライアンスに関するリスク

関連法令・規制について

- ・ 不測の事態等により、関連する法令・規則への抵触が生じた場合、業績処分や罰金の支払い、重要な取引先との取引関係の喪失等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。
- ・ 関連する法令や規制の強化、新たな法令等が施行されることにより、当社グループの営む事業が制約を受け、必要な対応のための支出が発生した場合、当社グループの事業や業績に影響を与える可能性があります。

サービスの安全性及び健全性について

- ・ 当社グループのサービスに関して不適切行為が発生した場合、法的責任を問われる可能性があります。
- ・ 法的責任が問われない場合であっても、ブランドイメージの悪化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ 不適切行為への対応のために計画外の支出が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

第三社との係争について

- ・ ユーザー、取引先、競合企業、その他第三者との予期せぬトラブル・訴訟等が発生した場合、訴訟対応費用の発生やブランドイメージの悪化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは将来を見据えた研究開発や新規事業の創出が重要な課題であると考え、中長期の競争力確保につながる研究開発及びノウハウの蓄積を継続的に行っております。

当連結会計年度において当社が支出した研究開発費の総額は、248,301千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日(平成26年3月28日)現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確定性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この連結財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当連結会計年度における総資産は8,697,635千円となりました。うち、流動資産合計は6,868,445千円、固定資産は1,829,189千円であります。

流動資産の主な内容と致しましては、現金及び預金4,517,756千円、売掛金1,877,506千円であります。

固定資産の主な内容と致しましては、有形固定資産300,294千円、無形固定資産621,292千円、投資その他の資産907,602千円であります。

負債の部

当連結会計年度における総負債は4,690,237千円となりました。うち、流動負債合計は4,580,486千円、固定負債は109,751千円であります。

流動負債の主な内容と致しましては、短期借入金2,750,000千円、買掛金723,964千円であります。

固定負債の主な内容と致しましては、長期借入金97,288千円であります。

純資産の部

当連結会計年度における純資産は4,007,397千円となりました。純資産の主な内容と致しましては、資本金2,748,090千円、資本剰余金2,443,846千円であります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(4) 経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。当連結会計年度の連結損益計算書に重要な影響を与えた原因は以下のとおりであります。

売上高と営業利益の分析

- ・ ブラウザーゲームからネイティブゲームへの移行が進んだ。これに伴い、ゲーム1本当たりの開発費用が増加。
- ・ 年度を通じて、多数のリリース遅延が発生。
- ・ 開発遅延を取り戻すために外注費が増大し赤字体質となった。
- ・ 新規にリリースしたタイトルの多くは売上が計画より下振れした。
- ・ 平成25年4月にリリースした「ラブライブ! スクールアイドルフェスティバル」は好調に推移。
- ・ この結果、売上は20,993,462千円、営業損益は1,223,523千円の営業損失となった。
- ・ 特別損失1,623,723千円を計上。その主な内訳は、期末に計上した事業構造改善費用1,352,796千円（うち減損損失929,499千円、のれん償却額225,207千円、関係会社株式評価損100,186千円、その他97,903千円）、ソフトウェアの減損損失255,375千円。
- ・ 世界進出を本格化させるに当たり、世界各地の大手パブリッシャーと資本業務提携・業務提携を進めた。今後これらの提携先を活用することにより、海外での収益拡大を図る。

日付	資本業務提携/業務提携先	対象地域
平成25年8月21日	Kabam, Inc. (業務提携)	米国・欧州
平成25年11月29日	Qihoo 360 Technology Co. Ltd. (資本業務提携)	中国・台湾・香港・マカオ
平成26年2月4日	Shanda Games Ltd. (業務提携)	中国・台湾・香港・マカオ
平成26年2月6日	NHN Entertainment Corp. (業務提携)	韓国

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

世界のスマートフォン端末の普及率は成長を続けており、今後は新興国でも本格的な普及期を迎えると想定されます。

また、機能的にも進化し続け、ウェアラブルコンピュータなどへと発展していくものと思われます。それにより、スマートフォンを活用したサービスやアプリケーションの市場はまだ拡大し続け、新しいサービスが次々と生まれるものと思われます。

当社の長期戦略は、市場の成長を自社の成長機会として取り込み、世界をターゲットにした革新的なサービスやアプリケーションを生み出していくことです。

スマートフォン関連市場は、中期的には、モバイル オンライン ゲーム(MOG)が牽引していくと思われます。当社も中期的にはMOG事業を中心として事業展開を図ります。

ゲームビジネスは当たり外れのボラタリティが大きいいため、ゲームカテゴリやゲームロジック、世界観、開発規模などにおいて異なるタイプのゲームを組み合わせるポートフォリオを組み、全体で一定上の成果を継続的に出せることを目指します。特にMOG市場ではゲームトレンドの変化が早いいため、定期的にポートフォリオの見直しを行って行きます。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は2,234,918千円であり、その主な内容はゲーム事業に供するソフトウェアの開発費等1,995,338千円であります。

当連結会計年度に完成した主要設備

該当事項はありません。

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成25年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	ゲーム事業 その他事業	事業所用設備	113,352	61,624	119,929	380,028	674,934	554 (116)
大阪事業所 (大阪市北区)	ゲーム事業	事業所用設備	12,067	3,125			15,192	53 (12)
福岡事業所 (福岡市博多区)	ゲーム事業	事業所用設備	8,137	2,546			10,683	31 (1)
仙台事業所 (仙台市青葉区)	ゲーム事業	事業所用設備						13 (4)

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
2. 本社及び事業所の建物を賃借しております。
3. 本社、福岡事業所及び仙台事業所につきましては、減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。なお、減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 3 減損損失及び 4 事業構造改善費用」に記載のとおりであります。
4. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外グループへの出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。
5. 当社には現在休止中の設備はありません。

(2) 国内子会社

平成25年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
メディア インクルーズ 株式会社	岡山県 岡山市	ゲーム事業	事業所用設備	14,482	6,122	4,519		25,123	96

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

平成25年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
KLab Global Pte. Ltd.	シンカ ポール 共和国	ゲーム事業	事業所用設備						5
KLab America, Inc.	アメリカ合 衆国 カリフォル ニア州	ゲーム事業	事業所用設備		5,008	73		5,082	22
KLab Cyscorpions Inc.	フィリピン 共和国 マニラ市	ゲーム事業	事業所用設備	27,927	20,332	281		48,540	148 (2)
可来 ⁸⁷ 件 ⁸⁷ (上海)有限 公司(KLab China Inc.)	中華人民共 和国 上海市	ゲーム事業	事業所用設備		10,929	43,931		54,860	44 (1)

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外グループへの出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人数(1日7時間換算)を()の外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,058,600	34,216,100	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
計	33,058,600	34,216,100		

(注) 提出日現在発行数には、平成26年3月1日から、本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年1月23日開催臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	9	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 . (注) 4 .	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34 (注) 5 .	
新株予約権の行使期間	自 平成18年1月26日 至 平成26年1月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は3,000株とします。
 2. 平成16年10月13日開催の取締役会決議により、株式分割(1 : 2)を行っております。
 3. 平成23年 3月30日開催の取締役会決議により、平成23年 4月21日付で、株式分割(1 : 300)を行っております。
 4. 平成24年 1月13日開催の取締役会決議により、平成24年 2月 1日付で、株式分割(1 : 5)を行っております。
 5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び平成14年 4月 1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

平成16年9月26日開催臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	169	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	507,000 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 . (注) 4 .	同左 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 . (注) 4 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100 (注) 5 .	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月27日 至 平成26年9月26日 (注) 6 .	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができない。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は3,000株とします。
 2. 平成16年10月13日開催の取締役会決議により、株式分割(1 : 2)を行っております。
 3. 平成23年 3月30日開催の取締役会決議により、平成23年 4月21日付で、株式分割(1 : 300)を行っております。
 4. 平成24年 1月13日開催の取締役会決議により、平成24年 2月 1日付で、株式分割(1 : 5)を行っております。
 5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び平成14年 4月 1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
 6. 平成20年 4月 2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成22年 3月26日から変更しております。

平成17年11月24日開催定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 .	同左 (注) 1 . (注) 2 . (注) 3 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234 (注) 4 .	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月25日 至 平成27年11月24日 (注) 5 .	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 234 資本組入額 117	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。</p> <p>新株予約権の発行時において当社の重要な取引先の取締役、執行役員及び使用人であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要するものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、商法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は1,500株とします。
 2. 平成23年 3月30日開催の取締役会決議により、平成23年 4月21日付で、株式分割(1:300)を行っております。
 3. 平成24年 1月13日開催の取締役会決議により、平成24年 2月 1日付で、株式分割(1:5)を行っております。
 4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び平成14年 4月 1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
5. 平成20年 4月 2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成23年11月24日から変更しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年4月2日開催臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	38	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000 (注)1.(注)2.(注)3.	54,000 (注)1.(注)2.(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267 (注)4.	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年4月3日 至平成30年4月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267 資本組入額 134	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>	同左

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,500株とします。
 2. 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で、株式分割(1:300)を行っております。
 3. 平成24年1月13日開催の取締役会決議により、平成24年2月1日付で、株式分割(1:5)を行っております。
 4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

平成21年11月26日開催定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	742	653
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,113,000 (注)1.(注)2.(注)3.	979,500 (注)1.(注)2.(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267 (注)4.	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年11月27日 至平成31年11月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267 資本組入額 134	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>	同左

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,500株とします。
2. 平成23年3月30日開催の取締役会決議により、平成23年4月21日付で、株式分割(1:300)を行っております。
3. 平成24年1月13日開催の取締役会決議により、平成24年2月1日付で、株式分割(1:5)を行っております。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

平成24年 7月13日開催取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 2月28日)
新株予約権の数(個)	1,205	1,165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,500 (注) 1 . (注) 2 .	116,500 (注) 1 . (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	536	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年 8月 1日 至 平成34年 7月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 536 資本組入額 268	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。</p>	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3 .	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は100株とします。
 2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が株式分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
3. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の行使時の払込金額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 下記6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 下記4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
 - (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する
 - (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- 上記に記載の事項及び「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権を取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

7. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

平成24年11月21日開催取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,605	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,500 (注)1.(注)2.(注)3.	同左 (注)1.(注)2.(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	559 (注)3.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 559 資本組入額 280	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、次に掲げる事由をすべて満たした場合に、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された平成25年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金50億円以上であること。</p> <p>当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された平成26年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金40億円以上であること。</p>	同左

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>本新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）</p> <p>本新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> <p>本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>本新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>本新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。)は、100株であります。また、本新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権 1 個あたり900円であります。
2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
下記5. に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記6. に準じて決定する。
 - (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。
5. 新株予約権の取得事由及び取得条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
 - (2) 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
 - (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

平成25年7月17日開催取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	4,369	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	436,900 (注)1.(注)2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,259 (注)4.(注)3.	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年8月5日 至平成27年8月4日 (注)5.	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,259 資本組入額 630	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.	同左

(注)1.新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。)は、100株であります。また、本新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個あたり2,770円であります。

2.本新株予約権の目的である株式の種類及び数は次のとおりであります。

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式436,900株とする。ただし、下記(2)及び(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が下記4.の規定に従って行使価額(下記3.(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記4.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記4.(2)及び4.(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は次のとおりであります。

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、1,259円とする。ただし、行使価額は下記4.の規定に従って調整されるものとする。

4. 行使価額の調整は次のとおりであります。

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）[ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。]

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権[新株予約権付社債に付されたものを含む。]を発行又は付与する場合[ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割当てる場合を除く。]

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所第一部（以下、「東証第一部」という。）における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の合併、資本金の額の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権の行使期間

平成25年8月5日から平成27年8月4日までとする。ただし、下記8.に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

6. 本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

本新株予約権の一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

7. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いは次のとおりであります。

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権を行使することのできる期間

上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記3. に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

上記6. 及び下記8. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び取得条件は次のとおりであります。

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金2,770円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

平成25年11月29日開催取締役会決議

区分	第9回新株予約権		第10回新株予約権		第11回新株予約権	
	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)	事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,000,000	-	1,000,000	同左	1,000,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-	-	-	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	普通株式	同左	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000,000 (注)1. (注)2.	同左	1,000,000 (注)1. (注)2.	同左	1,000,000 (注)1. (注)2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	金750円 (注)3. (注)4.	同左	金850円 (注)3. (注)4.	同左	金1,100円 (注)3. (注)4.	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年12月16日 至平成27年12月15日 (注)5.	同左	自平成25年12月16日 至平成27年12月15日 (注)5.	同左	自平成25年12月16日 至平成27年12月15日 (注)5.	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7.	同左	(注)7.	同左	(注)7.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)8.	同左	(注)8.	同左	(注)8.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9.	同左	(注)9.	同左	(注)9.	同左
代用払込みに関する事項	-	-	-	-	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。)は、1株であります。

また、本新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個あたり第9回新株予約権3円50銭、第10回新株予約権3円及び第11回新株予約権2円50銭であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的である株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的である株式数を適宜調整するものとする。

3. 行使価額の修正

当社は平成25年12月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、340円とする。下限行使価額は、下記4.の規定を準用して調整される。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{時価}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割当てる場合であって、かつ、その目的である当社普通株式の数量(本新株予約権の割当日後、当該新株予約権の発行前に当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割当てた新株予約権がある場合にはその目的である当社普通株式の数量を含む。))が459,654株(ただし、当社が平成25年11月29日以降に当社普通株式の併合、分割又は当社の株主に対する当社普通株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割又は無償割当の割合に応じて減少又は増加するものとする。)以下である場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、上記(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、上記(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、上記(2)に従った調整を行うものとする。
- (7) 上記3.及び上記(2)に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、上記(2)に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、上記(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

5. 下記6. に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
6. 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり第9回新株予約権3円50銭、第10回新株予約権3円及び第11回新株予約権2円50銭の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
8. 各本新株予約権の一部行使はできない。
9. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
10. 第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
11. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は次のとおりであります。
 - (1) 各回における本新株予約権の目的となる株式の総数はそれぞれ1,000,000株、割当株式数は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（但し、上記2.に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
 - (2) 行使価額の修正基準
当社は平成25年12月11日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（下記（4）に定める価額をいう。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
 - (3) 行使価額の修正頻度
当社が前項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。
 - (4) 行使価額の下限
当初、340円とする。但し、上記4.の規定を準用して調整される。
 - (5) 割当株式数の上限
1,000,000株（発行済株式総数に対する割合は3.02%）
 - (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

第9回新株予約権	343,500,000円
第10回新株予約権	343,000,000円
第11回新株予約権	342,500,000円

（上記いずれも、上記（4）に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）

(7) 提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権社債券等の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

上記6.に記載のとおりです。

12. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

13. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたします。割当予定先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下、本項において「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下、本項において「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間（以下、本項において「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は1,000,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

また、当社と割当予定先は、本買取契約において、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等を行います。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。

14. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

15. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社代表取締役社長である真田哲弥は、その保有する当社普通株式について、割当予定先の関係会社であるドイツ証券株式会社への貸株を行い、終了しております。

ドイツ証券株式会社は、本第三者割当増資により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行っておりません。

16. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第5四半期連結会計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成25年12月31日)	第14期 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		3,650
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		3,650,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		460
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		1,679,270
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		3,650
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		3,650,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		460
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		1,679,270

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月21日 (注)1.	4,665,297	4,680,892		583,250		280,215
平成23年2月21日～ 平成23年8月31日 (注)2.	8	4,680,900	600	583,850	600	280,815
平成23年9月27日 (注)3.	229,700	4,910,600	179,625	763,475	179,625	460,440
平成23年10月26日 (注)4.	120,300	5,030,900	94,074	857,550	94,074	554,515
平成24年2月1日 (注)5.	20,753,600	25,942,000		857,550		554,515
平成23年10月13日～ 平成24年8月31日 (注)6.	265,500	26,050,000	44,630	902,180	43,420	597,935
平成25年8月2日 (注)7.	241,600	26,291,600	136,987	1,039,167	136,987	734,922
平成25年8月2日 (注)8.	79,500	26,371,100	50,045	1,089,212	50,045	784,968
平成25年12月24日 (注)9.	1,300,000	27,671,100	421,850	1,511,062	421,850	1,206,818
平成25年12月24日 (注)10.	918,500	28,589,600	298,053	1,809,115	298,053	1,504,871
平成24年9月1日～ 平成25年12月31日 (注)11.	4,469,000	33,058,600	938,974	2,748,090	938,974	2,443,846

- (注) 1. 株式分割(1:300)によるものであります。
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。
- | | |
|-------|--------|
| 発行価格 | 1,700円 |
| 引受価格 | 1,564円 |
| 資本組入額 | 782円 |
4. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当)によるものであります。
- | | |
|-------|--------------------|
| 割当先 | 大証券キャピタル・マーケット株式会社 |
| 割当価格 | 1,564円 |
| 資本組入額 | 782円 |
5. 株式分割(1:5)によるものであります。
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 有償第三者割当てによるものであります。
- | | |
|-------|---------|
| 割当先 | 株式会社博報堂 |
| 発行価格 | 1,134円 |
| 資本組入額 | 567円 |
8. 有償第三者割当てによるものであります。
- | | |
|-------|----------------|
| 割当先 | O a kキャピタル株式会社 |
| 発行価格 | 1,259円 |
| 資本組入額 | 629.5円 |
9. 有償第三者割当てによるものであります。
- | | |
|-------|-------------|
| 割当先 | ドイツ銀行ロンドン支店 |
| 発行価格 | 649円 |
| 資本組入額 | 324.5円 |
10. 有償第三者割当てによるものであります。
- | | |
|-------|------------------------------|
| 割当先 | Qihoo 360 Technology Co.Ltd. |
| 発行価格 | 649円 |
| 資本組入額 | 324.5円 |
11. 新株予約権の行使による増加であります。
12. 平成26年1月1日から平成26年2月28日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,157,500株、資本金が395,329千円、資本準備金が395,329千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	18	47	112	63	38	19,929	20,207	
所有株式数(単元)	0	30,475	35,696	12,522	47,832	344	203,655	330,524	6,200
所有株式数の割合(%)	0	9.22	10.80	3.79	14.48	0.10	61.62	100.00	

(注) 自己株式は、「金融機関」に2,938単元、「個人その他」に8,958単元を含めて記載しております。
 なお、上記の「金融機関」に含めている2,938単元は、「従業員持株ESOP信託」(日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口))が所有する当社株式であります。(「従業員持株ESOP信託」の詳細については、(10)従業員株式所有制度の内容をご参照ください。)

(7) 【大株主の状況】

平成25年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
真田 哲弥	東京都江東区	3,966,900	11.99
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,081,000	3.26
ユービーエスエージーホンコン	東京都品川区東品川2丁目3番14号	918,500	2.77
株式会社SBI証券	東京都港区六本木六丁目10番1号	815,700	2.46
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	693,600	2.09
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	東京都港区六本木六丁目10番1号	618,000	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	585,500	1.77
仙石 浩明	大阪府豊中市	510,000	1.54
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	東京都港区六本木六丁目10番1号	395,600	1.19
ザバンクオブニューヨークメロンアズエージェント ビーエヌワイエムエイエスイーエイダッチペンション オムニバス140016 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	東京都中央区月島四丁目16番13号	392,000	1.18
計		9,976,800	30.1

(注) 当社は平成25年12月31日現在、自己株式895,800株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.7%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記「大株主の状況」からは除外しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 895,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,156,600	321,566	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,200		
発行済株式総数	33,058,600		
総株主の議決権		321,566	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株E S O P信託」所有の自己株式が、293,800株(議決権の数2,938個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木六丁目 10番1号	895,800		895,800	2.7
計		895,800		895,800	2.7

(注) 上記の他、財務諸表において自己株式として認識している当社株式は293,800株であります。これは、従業員持株会支援信託E S O P(信託受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社。以下「E S O P信託」といいます。)が保有する当社株式につき、会計処理上当社とE S O P信託は一体のものであると認識し、当該株式を自己株式として計上しているためであります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株引受権を付与する方法並びに会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権(平成16年9月26日臨時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年9月26日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名 監査役 2名 従業員 33名 社外協力者 2名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名の合計2名となっております。

第3回新株予約権(平成17年11月24日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年11月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年11月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名 監査役 1名 従業員 76名 社外協力者 1名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 4名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

第4回新株予約権(平成20年4月2日臨時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成20年4月2日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年4月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 55名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員16名となっております。

第5回新株予約権(平成21年11月26日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成21年11月26日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名 従業員 41名 社外協力者 1名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職による権利の喪失及び取締役の任期満了により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役4名、当社従業員12名の合計16名となっております。

第6回新株予約権(平成24年7月13日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成24年7月13日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 63名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員46名の合計49名となっております。

第7回新株予約権(平成24年11月21日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役含む)に対し、新株予約権を発行することを、平成24年11月21日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年11月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役含む) 10名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 取締役の任期満了により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役8名及び当社従業員2名となっております。

第12回新株予約権(平成26年3月7日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役含む)及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行することを、平成26年3月7日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年3月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10名 当社従業員 413名 当社子会社従業員 52名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	459,300 (注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	671 (注)2.
新株予約権の行使期間	平成26年4月26日から平成38年4月25日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、平成26年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次のに掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次のに掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>平成26年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合 新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを平成27年4月26日から平成38年4月25日までの期間に行使することができ、平成28年4月26日から平成38年4月25日までの期間にすべてを行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人、当社子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p> <p>新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

- (注) 1. 新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は、100株であります。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権 1 個あたり537円であります。
2. 当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併を行う場合、当社が会社分割、又は当社が資本金の額の減少を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、新株予約権者が前記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
- (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員持株E S O P信託を導入しております。

当該制度では、当社が「KLab従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

従業員等持株会に取得させる予定の株式の総額

150,000千円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入者のうち、受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成24年11月21日)での決議状況 (取得期間平成24年11月22日～平成25年2月21日)	1,000,000	500,000
当事業年度前における取得自己株式	791,800	439,983
当事業年度における取得自己株式	104,000	55,296
残存授権株式の総数及び価額の総額	896,000	444,704
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	89.6	88.9
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	89.6	88.9

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他	38,700	17,221	2,600	1,157
保有自己株式数	1,189,600		1,187,000	

(注) 1. 当事業年度及び当期間における「その他」の内訳は、E S O P 信託における信託口から従業員持株会への売却であります。

2. 保有自己株式数には、当社所有の自己株式の他、E S O P 信託が所有する自己株式が以下のとおり含まれております。

当事業年度	293,800株
当期間	291,200株

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の他、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めておりますが当事業年度の配当につきましては、今後の海外市場進出に向けての投資に備えるための内部留保に努めるため、配当は実施しておりません。

今後の配当実施時期等については未定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年12月
最高(円)				1,110	2,050
最低(円)				375	357

(注) 1. 最高・最低株価は、平成24年5月18日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成23年9月27日付をもって同取引所に株式を上場致しましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 平成24年11月28日開催の定時株主総会において、決算日を12月31日に変更しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,050	1,237	1,000	972	852	895
最低(円)	990	820	820	784	653	705

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO	真 田 哲 弥	昭和39年9月10日生	昭和62年6月 株式会社リョーマ設立 代表取締役社長就任 平成元年9月 株式会社ダイヤル・キュー・ネット ワーク設立 代表取締役専務就任 平成9年7月 株式会社アクセス (現株式会社ACCESS)入社 平成10年9月 株式会社サイバードを設立 取締役副社長就任 平成12年8月 当社を設立 代表取締役会長就任 平成13年3月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成16年12月 電子金券開発株式会社 取締役就任 平成17年9月 KLabセキュリティ株式会社 取締役会長就任 平成21年9月 当社執行役員就任(現任) 平成21年12月 KLabGames株式会社 代表取締役社長就任 平成23年12月 KLab Ventures株式会社 取締役就任(現任) 平成24年2月 KLab Global Pte.Ltd. Director and CEO就任(現任) 平成24年4月 KLab America, Inc. Director就任	(注)3	3,996,900
取締役 副社長	COO	五十嵐 洋 介	昭和48年10月13日生	平成12年2月 ヴィジョンアーツ株式会社入社 平成15年8月 当社入社 平成16年7月 当社研究開発部長就任 平成17年4月 当社開発本部長就任 平成17年6月 当社取締役就任 平成19年9月 当社事業統括本部長就任 平成20年9月 当社アライアンス推進部長就任 平成21年9月 当社執行役員就任(現任) 平成24年9月 当社取締役副社長COO(現任) 平成24年9月 可来件(上海) 有限公司董事長就任(現任)	(注)3	48,000
専務取締役	CGO	森 田 英 克	昭和49年8月14日生	平成9年4月 株式会社丸井入社 平成11年3月 株式会社レップシステムハウス 入社 平成12年5月 株式会社公募ガイド社入社 平成14年3月 株式会社インデックス入社 平成14年10月 当社入社 平成19年9月 当社コンテンツビジネス事業 部長就任 平成20年9月 当社コンテンツメディア部長就任 平成21年9月 当社執行役員就任(現任) 平成22年4月 当社KLabGames部長就任 平成22年11月 当社取締役就任 平成23年9月 当社KLabGames 1 部長就任 平成24年9月 当社専務取締役CGO(現任) 平成24年9月 メディアインクルーズ株式会社 取締役就任(現任) 平成24年9月 可来件(上海) 有限公司董事就任(現任)	(注)3	79,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	CFO 財務管理 部長	山 口 仁 美	昭和46年6月8日生	平成7年4月 サイバネットシステム株式会社入社 平成11年4月 江田公認会計士会計事務所入所 平成17年6月 当社入社 平成18年5月 当社管理本部 経理マネージャー就任 平成21年9月 当社執行役員就任(現任) 平成21年11月 当社取締役就任 平成22年2月 当社管理部長就任 平成23年9月 当社取締役CFO財務管理部長就任 (現任) 平成23年12月 KLab Ventures株式会社 監査役就任(現任) 平成24年9月 メディアインクルーズ株式会社監 査役就任(現任) 平成24年9月 可来(上海) 有限公司監事就任(現任)	(注)3	87,000
取締役	事業開発 部長	妹 尾 直 久	昭和48年5月14日生	平成8年4月 株式会社トマト銀行入行 平成12年10月 株式会社サイバード入社 平成13年7月 当社入社 平成16年7月 当社事業開発本部長就任 平成17年4月 当社社長室ストラテジック・タス クフォース担当部長就任 平成18年9月 当社社長室長就任 平成20年4月 当社取締役就任 平成20年9月 当社KLabキャリア事業部長就任 平成21年9月 当社執行役員就任(現任) 当社プロダクト・サービス 部長就任 平成22年6月 当社社長室長就任 平成23年9月 当社取締役事業開発部長 平成25年8月 当社取締役新規事業開発部長 (現任)	(注)3	152,000
取締役		野 口 太 郎	昭和51年11月17日生	平成10年12月 株式会社サイバード入社 平成15年8月 ヤフー株式会社入社 平成16年4月 DotFive Inc.設立 Executive Vice President就任 平成19年7月 Cyscorpions Inc. (現KLab Cyscorpions Inc.)設立 President就任(現任) 平成23年12月 当社入社 当社執行役員就任(現任) 平成24年11月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役	スタジオ4 エグゼク ティブプロ デューサー	藤 好 俊	昭和53年1月6日生	平成13年5月 当社入社 平成17年4月 当社企画制作部長就任 平成20年9月 当社プロトタイプングラボ所長就 任 平成24年5月 当社執行役員就任(現任) 平成24年5月 当社KLabGames1部長就任 平成24年9月 当社ゲームスタジオ1部長就任 平成25年8月 当社スタジオ4エグゼクティブ プロデューサー就任(現任) 平成26年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役	経営管理 部長	高 田 和 幸	昭和53年8月20日生	平成14年4月 株式会社日本経営入社 平成20年6月 ベリングポイント株式会社(現ブ ライスウォーターハウスケーパ ス株式会社)入社 当社入社 平成22年9月 当社経営管理部長就任(現任) 平成24年4月 当社執行役員就任(現任) 平成24年9月 当社取締役就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		辻 野 晃一郎 (注) 1	昭和32年 7月10日生	昭和59年 4月 平成 9年 9月 平成13年 4月 平成15年 4月 平成16年11月 平成18年10月 平成19年 4月 平成21年 1月 平成22年10月 平成23年 6月 平成24年 4月 平成24年 6月 平成25年10月 ソニー株式会社入社 同社インフォメーションテクノロジーカンパニー バイオデスクトップコンピューター部 統括部長 同社ネットワークターミナルソリューションカンパニー プレジデント 同社ホームストレージカンパニー プレジデント 同社コネクタカンパニー コ・プレジデント グリンスパイア株式会社設立 代表取締役社長 グーグル株式会社入社 執行役員 製品企画本部長 同社代表取締役社長 アレックス株式会社設立 代表取締役社長兼CEO(現任) 当社社外取締役就任(現任) 早稲田大学商学大学院客員教授(現任) 株式会社葵プロモーション(現株式会社AOI Pro.)社外取締役(現任) 内閣高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部) 規制制度改革分科会構成員(現任)	(注) 3	
取締役		吉 田 正 樹 (注) 1	昭和34年 8月13日生	昭和58年 4月 平成18年 6月 平成19年 4月 平成21年 1月 平成21年 3月 平成22年 6月 平成24年11月 株式会社フジテレビジョン(現株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 同社編成制作局バラエティ制作センター部長 同社デジタルコンテンツ局デジタル企画室部長 当社社外監査役 株式会社ワタナベエンターテインメント代表取締役社長(現任) 当社社外取締役 株式会社SBIホールディングス取締役(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	
常勤監査役		大 澤 哲 夫 (注) 2	昭和27年 1月 1日生	昭和50年 4月 昭和61年 4月 平成14年 9月 平成17年 9月 平成19年11月 株式会社エム・エス・ケー・システムズ入社 三菱商事株式会社入社 株式会社ティ・アイ・ディ入社 株式会社アクティブ監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注) 4	
監査役		清 水 博 (注) 2	昭和27年 6月11日生	昭和52年 4月 昭和54年 9月 平成 2年12月 平成11年 6月 平成12年 8月 有限会社アピア入社 株式会社代々木簿記学校入社 瀧澤税理士事務所入所 株式会社サイバード 監査役就任(非常勤) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		井上昌治 (注) 2	昭和36年7月29日生	昭和59年4月 平成12年4月 平成12年10月 平成13年12月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成18年9月 平成20年4月 平成21年9月 平成24年11月 平成25年11月 平成26年1月	株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行)入行 弁護士登録(現職) 松嶋総合法律事務所入所 株式会社総合医科学研究所(現株式会社総医研ホールディングス) 社外監査役就任 株式会社ロングリーチグループ 社外取締役就任(現任) ディナベック株式会社 社外取締役就任 株式会社ザッパラス 社外監査役就任(現任) 株式会社OCC 社外取締役就任 当社監査役就任(現任) 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現職) 株式会社レピカ 社外監査役就任(現任) ピアメカニクス株式会社 社外取締役就任(現任) 株式会社ソルプラス 社外取締役就任(現任)	(注) 4	
計							4,368,900

- (注) 1. 取締役 辻野晃一郎氏及び吉田正樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大澤哲夫氏、清水博氏及び井上昌治氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成23年4月20日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
日野 孝	昭和50年11月10日	平成14年9月 平成17年10月 平成19年10月 平成22年11月 平成23年9月 平成24年9月	松田純一法律事務所 (現 松田総合法律事務所)入所 株式会社USEN入社 ベリングポイント株式会社 (現 プライスウォーターハウス クーパーズ株式会社)入社 当社入社 当社法務・総務グループマネージャー 当社法務グループ兼総務グループ マネージャー(現任)	(注) 6	

6. 補欠監査役の選任の任期は、平成27年12月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります(取締役兼務者を除く)。

役名	職名	氏名
執行役員	スタジオマネジメント部副部長	中根 良樹
執行役員	ビジネスデベロップメント部部長	佐藤 理一
執行役員	人事部部长	天羽 公平
執行役員	人事部海外事業グループ	太田 信彦

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの目的について、株主、取引先、従業員、更には利用者、地域社会などのステークホルダーとの信頼と期待に応え、企業価値を高めるべく、経営の効率化を図るとともに健全性・透明性を確保することにあると考えております。かかる目的を達するためには、役員の選任、報酬の決定、経営の監視、コンプライアンスの実施等により、経営に対する監督並びに監査等が実効的に行われることが肝要であり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることについて、経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

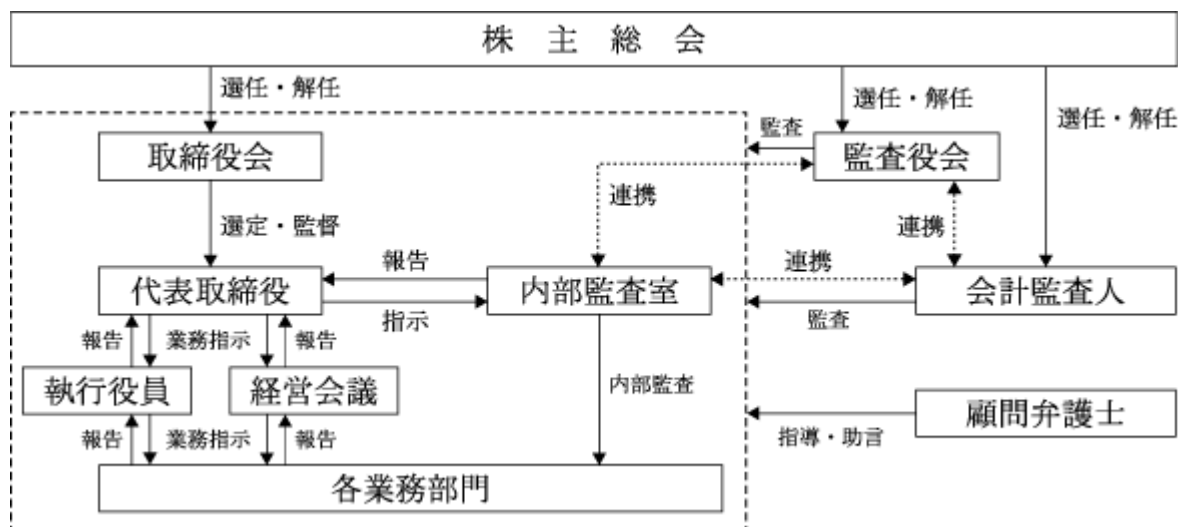
また、当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、執行役員制度を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化を図っております。加えて、社外監査役(3名)及び社外取締役(2名)により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

A．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。合わせて社長直轄の内部監査室を設置し、経営に対する監督の強化を図るとともに、執行役員制度を導入して、経営の効率化・迅速化を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



．取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役10名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

．経営会議

当社では、毎週1回、原則として常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会からの委嘱事項及び経営上の重要な事項に関する審議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

．執行役員制度

当社では権限委譲による意思決定の迅速化を図り、経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。12名(うち8名は取締役兼務)の執行役員は、取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

．監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は3名で構成され、3名とも社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。

監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

B．内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの基本方針を定めております。この方針は、平成18年5月17日に取締役会にて制定し、その後平成20年9月17日、平成21年8月19日及び平成22年8月31日開催の取締役会においてその一部を改定し、システム充実に向けた取り組みを進めております。

．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む）によって適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的にと取締役会に対し報告を行う。

．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- ロ) 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。
- ハ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害・損失の拡大を防止しこれを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ニ) 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- ホ) 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、監査役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および適切な業務執行の監督を行う。執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。
- ロ) 中期経営計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定するとともに、定期的実施状況をモニタリングし、その結果並びに取締役及び執行役員の業務執行状況を取締役会に対し適宜報告する。
- ハ) 取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
- ニ) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規則に定めるところによる。

・取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) コンプライアンス基本方針、コンプライアンス行動指針、コンプライアンス規程その他社内規則に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
 - ロ) 内部通報規程その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
 - ハ) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- 二) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
- ロ) コンプライアンス基本方針、コンプライアンス行動指針及び関連規程・規則に基づき、当社及び子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ロ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

・監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項、並びに当該補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
- ロ) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ) 取締役、執行役員及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役、執行役員及びその他使用人に対して報告を求めることができる
- ロ) 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門・組織は、監査役に対して報告を行う。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 監査役は、会計監査人、内部監査を担当する部門・組織、子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ロ) 監査役は、経営会議その他重要な社内会議に出席し、その議事録を閲覧、謄写することができる。
- ハ) 取締役社長と監査役会との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行える体制とする。

C．リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行ない、対応策を検討実施し、取組み状況をチェックしております。

D．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎え、また、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約の概要は次のとおりであります。

契約内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額と次の各号に定める金額の合計額のうち、いずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとし

次に掲げる額の合計額に2を乗じて得た額

- イ) 責任の原因となる事実が生じた日(当該事実が生じた日が2日以上ある場合には最も遅い日とする)の属する乙の事業年度及びその前の各事業年度において、社外取締役及び社外監査役(以下、甲という。)が報酬その他の職務遂行の対価として会社(以下、乙という。)から受けるべき財産上の利益(ただし、次のロに定めるものを除く)の額の事業年度ごとの合計額(当該事業年度の期間が1年でない場合にあっては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額)のうち、最も高い額。
- ロ) 甲が乙から受けた退職慰労金の額及び退職慰労金と同様の性質を有する財産上の利益の額の合計額を2で除して得た額。

甲が有利発行を受けた新株予約権(職務執行の対価として乙から受けたものを除く)を社外取締役及び社外監査役就任後に行使したときは、当該新株予約権行使時における株式の時価から1株当たりの新株予約権の払込金額(無償で付与されたものでない場合)及び権利行使価額の合計を控除して得た額(零未満である場合にあっては、零)に当該新株予約権行使により交付を受けた株式数を乗じて得た額。甲が有利発行を受けた新株予約権を社外取締役及び社外監査役就任後に譲渡したときは、各新株予約権の譲渡価額からその新株予約権の払込金額を控除した額に譲渡した新株予約権の数を乗じた額。

内部監査及び監査役の監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者を2名配置しております。内部監査室は、監査対象からの独立性を確保しながら、代表取締役の考え、経営方針、業務指示が適切に社内に伝達され、浸透しているか確認し、業務全体の効率性と有効性を監査しております。なお、発見された事項については、代表取締役へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めております。

また、内部監査室、監査役会及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査役会や会計監査人に報告し、情報を共有化しております。また、監査役会と会計監査人との間で、四半期毎に定期的及び随時監査に係る会議を開催し、主要勘定、現在の会計処理を適確に把握するとともに、当該内容に基づき監査役監査を実施しております。会計監査人の実施した監査結果については、監査役会及び内部監査担当者へ報告されており、その他の情報交換も行っております。

社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を2名、監査役3名を選任しております。また監査役は全員が社外監査役であります。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外からの客観的かつ中立な立場での経営監視機能が重要であると考えており、社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し、第三者の立場で提言を行い、社外監査役は定期的に監査を実施することによって、外部からの経営監視機能の実効性を十分に確保しております。

社外取締役辻野晃一郎氏は、グローバル企業の経営者としての経験、実績、技術を始めた各領域での専門性、国際性を有しており、取締役会の意思決定に際して適切な助言を行うことができるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の取引先であるアレックス株式会社の代表取締役社長兼CEOを兼任しておりますが、同社と当社との間に株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれのある取引はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。また、同氏はグリンスパイア株式会社の代表取締役及び株式会社A O I Pro.の社外取締役を兼任しておりますが、同二社と当社との間に資本及び重要な取引等の関係はありません。

社外取締役吉田正樹氏は、長年エンターテインメント業界に精通し、過去に当社社外監査役、社外取締役及び顧問として公正かつ客観的な立場から適切な助言をいただいております。取締役会の意思決定に際して適切な助言を行うことができるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の取引先である株式会社ワタナベエンターテインメント代表取締役会長を兼任しておりますが、同社と当社との間に資本及び重要な取引等の関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。また、同氏は株式会社フジテレビジョン（現 株式会社フジ・メディア・ホールディングス）の出身者であります。同社及び同社グループ会社と当社との間に株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれのある取引はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

また、社外取締役である辻野晃一郎、吉田正樹、社外監査役である大澤哲夫、清水博及び井上昌治と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係はありません。

なお、当社は社外監査役である大澤哲夫を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するため、当社からの独立性に関する基準又は方針はいずれも定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立性の判断基準を参考にしております。

提出会社の役員の報酬等

A. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	198,002 (8,700)	198,002 (8,700)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,933 (18,933)	18,933 (18,933)	3 (3)
合計	216,935 (27,633)	216,935 (27,633)	13 (5)

(注) 1. 上記金額の他に、使用人兼務取締役に対して支給した使用人分給与相当額の総額(賞与含む)は、99,521千円です。

2. 当事業年度末の取締役は10名、監査役は3名であります。

B. 役員ごとの報酬等の総額

1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

C. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬については、企業業績と企業価値の継続的な向上を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としております。

取締役の報酬は、会社業績に連動して決定することを方針とし、取締役会の委任を受けて社長が決定しております。

監査役の報酬は、その職務の独立性という観点から、業績連動を伴わない固定報酬とし、監査役会にて決定しております。

なお、上記取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬の総額の範囲内に設定し、運用しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 竹野俊成

公認会計士 千葉達也

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名

その他 8名

取締役の定数

当社の取締役は、3名以上とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また、その選任決議は累積投票によらない旨、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

・ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当金等会社法459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図るためであります。

・ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

提出会社

区分	前事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	20,000	3,700

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	35,000	1,500
連結子会社		
計	35,000	1,500

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

幹事証券からの質問への対応業務等を委託し、その対価を支払っております。

当連結会計年度

連結財務諸表作成プロセスの整備・運用等に関する助言業務を委託し、その対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (3) 当連結会計年度(平成24年9月1日から平成25年12月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年9月1日から平成25年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年9月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第12期事業年度の財務諸表 優成監査法人

第13期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の氏又は名称

優成監査法人

新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日 平成23年11月28日

(3) 監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合

異動監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成22年11月24日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

平成23年11月28日開催予定の第12期定時株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴う異動であります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 決算期変更について

平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を8月31日から12月31日に変更いたしました。

したがって、当連結会計年度及び当事業年度は平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヵ月間となっております。

4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

また、上記団体が行う各種会計セミナー等に積極的に参加するなど、最新の会計情報の収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		4,517,756
売掛金		1,877,506
その他		479,619
貸倒引当金		6,436
流動資産合計		6,868,445
固定資産		
有形固定資産		
建物		285,214
減価償却累計額		109,247
建物(純額)		175,967
工具、器具及び備品		222,174
減価償却累計額		112,485
工具、器具及び備品(純額)		109,688
その他		50,383
減価償却累計額		35,744
その他(純額)		14,638
有形固定資産合計		300,294
無形固定資産		
ソフトウェア		168,734
ソフトウェア仮勘定		380,028
のれん		71,856
その他		672
無形固定資産合計		621,292
投資その他の資産		
関係会社株式		151,967
その他の関係会社有価証券		152,807
敷金及び保証金		600,449
その他		2,377
投資その他の資産合計		907,602
固定資産合計		1,829,189
資産合計		8,697,635

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成25年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	723,964
短期借入金	¹ 2,750,000
未払金	526,975
未払法人税等	51,711
賞与引当金	101,407
その他	426,427
流動負債合計	4,580,486
固定負債	
長期借入金	97,288
その他	12,463
固定負債合計	109,751
負債合計	4,690,237
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,748,090
資本剰余金	2,443,846
利益剰余金	570,623
自己株式	626,131
株主資本合計	3,995,181
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	41,218
その他の包括利益累計額合計	41,218
新株予約権	44,699
少数株主持分	8,734
純資産合計	4,007,397
負債純資産合計	8,697,635

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自平成24年9月1日 至平成25年12月31日)
売上高	20,993,462
売上原価	16,158,616
売上総利益	4,834,846
販売費及び一般管理費	^{1, 2} 6,058,370
営業損失()	1,223,523
営業外収益	
受取利息	5,690
為替差益	262,101
その他	51,458
営業外収益合計	319,250
営業外費用	
支払利息	24,306
持分法による投資損失	12,192
その他	1,075
営業外費用合計	37,574
経常損失()	941,847
特別利益	
事業譲渡益	487,370
特別利益合計	487,370
特別損失	
事業構造改善費用	⁴ 1,352,796
減損損失	³ 255,375
関係会社株式売却損	14,647
その他	903
特別損失合計	1,623,723
税金等調整前当期純損失()	2,078,200
法人税、住民税及び事業税	124,361
法人税等調整額	358,416
法人税等合計	482,778
少数株主損益調整前当期純損失()	2,560,978
少数株主利益	2,847
当期純損失()	2,563,825

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)	
少数株主損益調整前当期純損失()	2,560,978
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	41,926
その他の包括利益合計	¹ 41,926
包括利益	2,602,905
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	2,607,192
少数株主に係る包括利益	4,287

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	902,180	597,935	1,993,202	588,056	2,905,261
当期変動額					
新株の発行	1,845,910	1,845,910			3,691,820
当期純損失()			2,563,825		2,563,825
自己株式の取得				55,296	55,296
自己株式の処分				17,221	17,221
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,845,910	1,845,910	2,563,825	38,075	1,089,919
当期末残高	2,748,090	2,443,846	570,623	626,131	3,995,181

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,148	2,148	1,360	4,447	2,913,218
当期変動額					
新株の発行					3,691,820
当期純損失()					2,563,825
自己株式の取得					55,296
自己株式の処分					17,221
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	43,367	43,367	43,339	4,287	4,259
当期変動額合計	43,367	43,367	43,339	4,287	1,094,179
当期末残高	41,218	41,218	44,699	8,734	4,007,397

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	2,078,200
減価償却費	578,948
減損損失	255,375
事業構造改善費用	1,352,796
事業譲渡損益(は益)	487,370
のれん償却額	108,327
貸倒引当金の増減額(は減少)	190
賞与引当金の増減額(は減少)	11,680
受取利息	5,690
支払利息	24,306
為替差損益(は益)	162,058
関係会社株式売却損益(は益)	14,647
持分法による投資損益(は益)	12,192
売上債権の増減額(は増加)	101,609
仕入債務の増減額(は減少)	273,183
その他	110,326
小計	93,334
利息の受取額	1,412
利息の支払額	22,499
法人税等の支払額	1,201,697
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,316,117
投資活動によるキャッシュ・フロー	
関係会社株式の取得による支出	33,000
その他の関係会社有価証券の払込による支出	90,000
有形固定資産の取得による支出	234,347
無形固定資産の取得による支出	1,965,097
敷金及び保証金の差入による支出	243,087
敷金及び保証金の回収による収入	4,478
貸付金の回収による収入	23,549
事業譲受による支出	51,516
事業譲渡による収入	³ 387,998
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 304,177
その他	2,744
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,507,945
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額(は減少)	2,750,000
リース債務の返済による支出	5,717
長期借入金の返済による支出	64,632
ストックオプションの行使による収入	166,486
株式の発行による収入	3,493,141
自己株式の取得による支出	55,296
自己株式の売却による収入	24,092
新株予約権の発行による収入	55,639
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,363,713
現金及び現金同等物に係る換算差額	71,027
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,610,678
現金及び現金同等物の期首残高	1,901,631
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 4,512,310

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

当社は、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

(1) 連結子会社の数及び名称等

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

KLab Global Pte. Ltd.

メディアインクルーズ株式会社

KLab America, Inc.

KLab Cyscorpions Inc.

可来^{8F}件^{5F}5⁵¹(上海)有限公司(KLab China Inc.)

KLab Global Pte. Ltd.、KLab America, Inc.、KLab Cyscorpions Inc.は重要性が増したため、メディアインクルーズ株式会社については当連結会計年度において株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、可来^{8F}件^{5F}5⁵¹(上海)有限公司(KLab China Inc.)は当連結会計年度において新規に設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

Pikkle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、それぞれ合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数及び名称等

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合

SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

Pikkle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

KLab Ventures株式会社

持分法適用の範囲から除いた理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は連結決算日（当社の事業年度の末日）を8月31日としておりましたが、将来のIFRS（国際財務報告基準）への適用に備えて、平成24年11月28日開催の定時株主総会の決議により、連結決算日を12月31日に変更しております。当該変更に伴い、当連結会計年度の期間は、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月間となっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

KLab Global Pte. Ltd.	12月31日
メディアインクルーズ株式会社	3月31日
KLab America, Inc.	3月31日
KLab Cyscorpions Inc.	12月31日
可来件(上海)有限公司(KLab China Inc.)	12月31日

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社については、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日に仮決算を行った財務諸表を使用しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したのものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2年又は5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年9月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
当座貸越極度額	4,300,000千円
借入実行残高	2,750,000千円
差引額	1,550,000千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
給料手当及び賞与	1,467,921千円
広告宣伝費	1,842,524千円
賞与引当金繰入額	34,736千円

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
	248,301千円

- 3 減損損失

当連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

当社グループは、以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	250,009千円
フィリピン・タギグ	事業用資産	工具、器具及び備品	5,365千円
合計			255,375千円

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位として行っております。

資産または資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮した上で、減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

資産または資産グループの回収可能額は使用価値によって測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能額を零として評価しております。

4 事業構造改善費用

事業構造改善費用の内訳は以下のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
減損損失 (注) 1		929,499千円
のれん償却額 (注) 2		225,207千円
関係会社株式評価損		100,186千円
その他		97,903千円
合計		1,352,796千円

(注) 1. 減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	建物	41,548千円
		工具、器具及び備品	8,873千円
		ソフトウェア	725,528千円
		ソフトウェア仮勘定	109,205千円
宮城県仙台市	事業用資産	建物	11,990千円
		工具、器具及び備品	3,852千円
福岡県福岡市	事業用資産	建物	6,262千円
		工具、器具及び備品	932千円
岡山県岡山市	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	21,304千円
合計			929,499千円

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位として行っております。

連結決算日後に事業構造改善の一環として一部のゲームタイトルからの撤退及び拠点の閉鎖を決議しており、これらに関する資産及び資産グループの他への転用や売却が困難であることから、回収可能額を零として評価しております。

2. のれん償却額は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(最終改正平成23年1月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額		41,926千円
その他の包括利益合計		41,926千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	26,050,000	7,008,600		33,058,600
自己株式				
普通株式(注)2、3	1,124,300	104,000	38,700	1,189,600

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下の通りであります。

第三者割当による新株発行に伴う増加 2,539,600株
新株予約権の行使に伴う増加 4,469,000株

2. 普通株式の自己株式の増加事由は、以下の通りであります。

市場からの買取に伴う増加 104,000株

3. 普通株式の自己株式の減少事由は、以下の通りであります。

ESOP信託による持株会への売却に伴う減少 38,700株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (千円)	
			当連結会計 年度期首	増加	減少		当連結 会計年度末
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式				23,597	
	第1回新株予約権 (第三者割当)	普通株式		3,650,000	3,650,000		
	第8回新株予約権	普通株式		436,900		436,900	12,102
	第9回新株予約権	普通株式		1,000,000		1,000,000	3,500
	第10回新株予約権	普通株式		1,000,000		1,000,000	3,000
	第11回新株予約権	普通株式		1,000,000		1,000,000	2,500
合計						44,699	

(注) 当連結会計年度における増加は、権利の付与によるものであり、減少は権利の行使及び失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	4,517,756千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	5,446千円
現金及び現金同等物	4,512,310千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにメディアインクルーズ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにメディアインクルーズ株式会社株式の取得価額とメディアインクルーズ株式会社取得のための支出（純増）との関係は次のとおりであります。

流動資産	160,431千円
固定資産	5,617千円
のれん	307,101千円
流動負債	58,562千円
固定負債	35,512千円
株式の取得価額	379,075千円
現金及び現金同等物	74,897千円
差引：取得のための支出	304,177千円

- 3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡にかかる資産及び負債の主な内訳

SI事業及びライセンス事業の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による収入は次のとおりであります。

	SI事業	ライセンス事業
流動資産	68,952千円	30,671千円
固定資産	2,030千円	238千円
流動負債	8,724千円	87,539千円
事業譲渡益	270,220千円	217,149千円
事業の譲渡価額	332,478千円	160,519千円
事業の譲渡価額にかかる 未収入金	円	105,000千円
差引：事業譲渡による収入	332,478千円	55,519千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入及び増資等の最適な方法により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上関連性のある企業の株式であります。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づく敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は一年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金として調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引先相手ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より定期的に金融商品に関する情報を収集し見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち74%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません((注)2.参照)。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,517,756	4,517,756	
(2) 売掛金	1,877,506		
貸倒引当金()	6,436		
売掛金(純額)	1,871,069	1,871,069	
資産計	6,388,826	6,388,826	
(1) 買掛金	723,964	723,964	
(2) 未払金	526,975	526,975	
(3) 未払法人税等	51,711	51,711	
(4) 短期借入金	2,750,000	2,750,000	
(5) 長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	131,680	125,099	6,580
負債計	4,184,332	4,177,751	6,580

() 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金、(3) 未払法人税等 (4) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年12月31日
(1)関係会社株式	151,967
(2)その他の関係会社有価証券	152,807
(3)出資金	1,200
(4)敷金及び保証金	600,449

これらの科目については、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成25年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,517,756			
売掛金	1,877,506			
合計	6,395,262			

4. 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(平成25年12月31日)

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について100,186千円(関係会社株式(非上場株式)100,186千円)減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断したものについて減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
売上原価	14,788千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	5,103千円

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	当連結会計年度
現金及び預金	2,344千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年1月23日株主総会 第1回 新株予約権	平成16年9月26日株主総会 第2回 新株予約権	平成17年11月24日株主総会 第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員79名 社外協力者8名	当社取締役1名 当社監査役2名 当社従業員33名 社外協力者2名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員76名 当社子会社の取締役2名 当社子会社の従業員4名 社外協力者1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 1,500,000株	普通株式 1,050,000株	普通株式 448,500株
付与日	平成16年2月16日 平成16年4月7日 平成16年5月19日 平成16年9月17日	平成16年10月27日	平成18年6月16日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。 当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。 当社の重要な取引先の取締役、執行役又は使用人である割当対象者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができない。	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」とする。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。 新株予約権の発行時において当社の重要な取引先の取締役、執行役員及び使用人であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社への業績寄与が高いと判断できることを要するものとする。 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。 前各号の規定にかかわらず、商法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年1月26日 至 平成26年1月22日	自 平成18年9月27日 至 平成26年9月26日 (注)2.	自 平成19年11月25日 至 平成27年11月24日 (注)3.

	平成20年4月2日株主総会 第4回 新株予約権	平成21年11月26日株主総会 第5回 新株予約権	平成24年7月13日取締役会 第6回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員55名	当社取締役5名 当社従業員41名 社外協力者1名	当社従業員63名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)1.	普通株式 250,500株	普通株式 1,699,500株	普通株式 135,500株
付与日	平成21年3月18日	平成22年9月1日	平成24年7月31日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」とする。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	自 平成24年7月31日 至 平成26年7月31日
権利行使期間	自 平成22年4月3日 至 平成30年4月2日	自 平成23年11月27日 至 平成31年11月26日	自 平成26年8月1日 至 平成34年7月12日

	平成24年11月21日取締役会 第7回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1.	普通株式 260,500株
付与日	平成24年12月10日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、次に掲げる事由をすべて満たした場合に、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ．当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金50億円以上であること。</p> <p>ロ．当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金40億円以上であること。</p> <p>新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。</p> <p>イ．新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>ロ．新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p>

	平成24年11月21日取締役会 第7回 新株予約権
権利確定条件	<p>八．新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> <p>二．新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>ホ．新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>ヘ．新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>ト．新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>チ．新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p>
対象勤務期間	自 平成24年12月10日 至 平成27年3月31日
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年3月31日

- (注) 1．株式数に換算して記載しております。なお、平成16年10月30日において、1株を2株とする株式分割を、平成23年4月21日において、1株を300株とする株式分割を、平成24年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2．平成20年4月2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成22年3月26日から変更しております。
- 3．平成20年4月2日開催の臨時株主総会において、行使期間の期日を平成23年11月24日から変更しております。
- 4．上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年1月23日株主総会 第1回 新株予約権	平成16年9月26日株主総会 第2回 新株予約権	平成17年11月24日株主総会 第3回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	63,000	750,000	124,500
権利確定			
権利行使	36,000	243,000	97,500
失効			
未行使残	27,000	507,000	27,000

	平成20年4月2日株主総会 第4回 新株予約権	平成21年11月26日株主総会 第5回 新株予約権	平成24年7月13日取締役会 第6回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			135,500
付与			
失効			19,000
権利確定			
未確定残			116,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	108,000	1,542,000	
権利確定			
権利行使	27,000	415,500	
失効	24,000	13,500	
未行使残	57,000	1,113,000	

	平成24年11月21日取締役会 第7回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	260,500
失効	
権利確定	
未確定残	260,500
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 平成16年10月30日において、1株を2株とする株式分割を、平成23年4月21日において、1株を300株とする株式分割を、平成24年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、分割後の株式数によって記載しております。

単価情報

	平成16年1月23日株主総会 第1回 新株予約権 (注) 1.(注) 2.	平成16年9月26日株主総会 第2回 新株予約権 (注) 1.(注) 2.	平成17年11月24日株主総会 第3回 新株予約権 (注) 1.
権利行使価格 (円)	34	100	234
行使時平均株価 (円)	869	650	757
付与日における 公正な評価単価 (円)			

	平成20年4月2日株主総会 第4回 新株予約権 (注) 1.	平成21年11月26日株主総会 第5回 新株予約権 (注) 1.	平成24年7月13日取締役会 第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	267	267	536
行使時平均株価 (円)	984	865	
付与日における 公正な評価単価 (円)			241

	平成24年11月21日取締役会 第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	559
行使時平均株価 (円)	
付与日における 公正な評価単価 (円)	900

(注) 1. 平成16年10月30日において、1株を2株とする株式分割を、平成23年4月21日において、1株を300株とする株式分割を、平成24年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプションの権利行使価格は分割後の数字によっております。

2. 「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与された第7回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 74.98%

満期までの期間に応じた直近の期間の類似上場会社の株価実績に基づき算定しております。

満期までの期間 7.3年間

予想配当率 0%

直近の配当実績によっております。

無リスク利率 0.427%

満期までの期間に対応した超長期国債の流通利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権

利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 641,286千円

(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 318,663千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度 (平成25年12月31日)	
繰延税金資産(流動)	
未払事業税否認額	2,240千円
未払事業所税否認額	1,316千円
貸倒引当金否認額	2,180千円
賞与引当金否認額	42,310千円
賞与引当金社会保険料否認額	5,467千円
前受金益金算入	36,709千円
前払費用取崩損金不算入	4,220千円
その他	29,927千円
評価性引当額	124,372千円
繰延税金資産(流動)計	千円
繰延税金資産(流動)の純額	千円

当連結会計年度 (平成25年12月31日)	
繰延税金資産(固定)	
減価償却超過額	490,836千円
資産除去債務	9,854千円
投資有価証券評価損否認額	51,743千円
繰越欠損金	329,584千円
その他	1,122千円
評価性引当額	883,141千円
繰延税金資産(固定)計	千円
繰延税金資産(固定)の純額	千円
繰延税金資産の純額計	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 メディアインクルーズ株式会社

事業の内容 ゲーム事業の企画・開発・制作・運営、受託開発/共同開発

企業結合を行った主な理由

ゲーム開発力の強化を目的とするものであります。

企業結合日

平成24年9月3日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

メディアインクルーズ株式会社

取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に取得した議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、メディアインクルーズ株式会社の議決権の過半数を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年9月1日から平成25年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	362,375千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	16,700千円
取得原価		379,075千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

307,101千円

発生原因

主としてメディアインクルーズ株式会社にかかる超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	160,431千円
固定資産	5,617千円
資産合計	166,048千円
流動負債	58,562千円
固定負債	35,512千円
負債合計	94,074千円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の開始の日をみなし取得日としているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響はありません。

2. 事業分離

(1) 事業分離の概要

. SI事業

分離先企業の名称

株式会社アクロディア

分離した事業の内容

SI事業

事業分離を行った主な理由

当社グループでは、大規模システムのインテグレーションを行うSI事業を行ってまいりましたが、平成25年12月期第3四半期連結累計期間における当社グループ売上の93%をゲーム事業が占める状況となり、注力事業の転換が成果を遂げるにいたりしました。

SI事業においても不採算案件からの撤退、案件単位での合理化を推進し、事業として一定の成熟を見ることができたことから、当該事業を売却し、経営資源をゲーム事業に集約することで、当社グループの注力事業における優位性の確保と、企業価値の向上を図れるものと判断し、本件事業譲渡を決定いたしました。

事業分離日

平成25年11月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

. ライセンス事業

分離先企業の名称

株式会社レピカ

分離した事業の内容

ライセンス事業

事業分離を行った主な理由

当社グループでは、当社の技術やノウハウを製品化し、ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとして提供するライセンス事業を行ってまいりましたが、平成25年12月期第3四半期連結累計期間における当社グループ売上の93%をゲーム事業が占める状況となり、注力事業の転換が成果を遂げるにいたりしました。

ライセンス事業においても不採算案件からの撤退、案件単位での合理化を推進し、事業として一定の成熟を見ることができたことから、当該事業を売却し、経営資源をゲーム事業に集約することで、当社グループの注力事業における優位性の確保と、企業価値の向上を図れるものと判断し、本件事業譲渡を決定いたしました。

事業分離日

平成25年11月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

SI事業	270,220千円
ライセンス事業	217,149千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

	SI事業	ライセンス事業
流動資産	68,952千円	30,671千円
固定資産	2,030千円	238千円
資産合計	70,982千円	30,909千円
流動負債	8,724千円	87,539千円
負債合計	8,724千円	87,539千円

会計処理

移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を事業譲渡益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

SI事業	その他事業セグメント
ライセンス事業	その他事業セグメント

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,049,526千円
営業利益	265,081千円

- (注) 1. 分離した事業の損益を計算することが困難なことから、平成24年9月から事業分離を行った平成25年10月までの期間における、分離した事業が含まれていた報告セグメントの損益を記載しております。
2. 分離した事業に係る損益の概算額は、監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、モバイルオンラインゲームを提供する「ゲーム事業」、PC・モバイルのWebサイト開発・統合・移管、大規模・高負荷対応インフラ「DSAS(ディーサス)」サービスの提供、受託したシステム・コンテンツサイト・共同コンテンツサイトの運営、培った技術やノウハウの製品化・ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとしての提供などから構成される「その他事業」を主たる事業としております。

したがって、当社グループは、サービスの提供形態を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「ゲーム事業」「その他事業」の2つの報告セグメントに分類しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		連結損益計算書 計上額 (注)1
	ゲーム事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	19,932,936	1,060,526	20,993,462
セグメント間の内部 売上高又は振替高			
計	19,932,936	1,060,526	20,993,462
セグメント利益	4,471,862	362,983	4,834,846
その他の項目			
減価償却費	522,588	15,340	537,928

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っておりません。

2. セグメント資産、負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
235,691	59,594	5,008	300,294

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ディー・エヌ・エー	6,283,435	ゲーム事業
Apple Inc.	5,078,584	ゲーム事業
Google Inc.	3,324,310	ゲーム事業
グリー株式会社	2,105,838	ゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

「ゲーム事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、1,184,874千円であります。当該減損損失のうち929,499千円については連結損益計算書の事業構造改善費用に含めております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

(単位：千円)

	ゲーム事業	その他事業	合計
当期償却額	108,327		108,327
当期末残高	71,856		71,856

(注) 上記の他、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(最終改正平成23年1月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づき、のれんを225,207千円償却し、特別損失の「事業構造改善費用」に計上しております。これによるのれんの償却額は、ゲーム事業セグメントにおける減少であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	124.07円
1株当たり当期純損失金額	93.58円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純損失金額	
当期純損失金額(千円)	2,563,825
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失金額(千円)	2,563,825
普通株式の期中平均株式数(株)	27,396,892
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成25年7月17日取締役会決議第8回新株予約権 新株予約権の数 4,369個 当社普通株式 436,900株 平成25年11月29日取締役会決議第10回新株予約権 新株予約権の数1,000,000個 当社普通株式 1,000,000株 平成25年11月29日取締役会決議第11回新株予約権 新株予約権の数1,000,000個 当社普通株式 1,000,000株 これらの詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年11月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年12月16日付で第三者割当による第9回新株予約権を発行し、平成26年1月9日及び平成26年1月21日において行使及び払込が完了しました。

この結果、資本金は3,123,090千円、発行済株式総数は34,058,600株となっております。

募集方法	第三者割当の方式による
発行する株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株
発行価額	1株当たり 750円
資本組入額	1株当たり 375円
発行価額の総額	750,000千円
資本組入額の総額	375,000千円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
資金の用途	国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用へ充当する予定です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		2,750,000	0.52	
1年以内に返済予定の長期借入金	30,000	34,392	0.99	
1年以内に返済予定のリース債務	7,305	7,345	6.35	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	120,000	97,288	0.96	平成27年～29年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,099	7,341	5.27	平成27年～31年
合計	170,405	2,896,367		

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	34,392	32,392	30,504	-
リース債務	5,295	619	660	704

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,546,082	7,119,494	10,891,083	15,489,342	20,993,462
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額() (千円)	154,098	747,552	1,121,388	995,445	2,078,200
四半期(当期) 純損失金額() (千円)	159,622	597,603	770,889	719,752	2,563,825
1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	6.39	23.80	29.82	27.00	93.58

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第5四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額() (円)	6.39	17.35	6.35	1.76	62.26

(注) 平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会決議により、決算期を8月31日から12月31日に変更いたしました。従って第14期は平成24年9月1日から平成25年12月31日の16ヶ月間となっており、第5四半期は平成25年9月1日から平成25年12月31日までの4ヶ月にて表記しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,862,209	4,089,472
売掛金	1,752,044	¹ 1,572,631
仕掛品	4,268	-
前払費用	109,213	206,241
短期貸付金	¹ 197,936	¹ 999,466
繰延税金資産	168,893	-
未収入金	8,112	134,397
その他	25,518	93,653
貸倒引当金	6,123	526,771
流動資産合計	4,122,073	6,569,090
固定資産		
有形固定資産		
建物	217,579	221,786
減価償却累計額	36,051	88,228
建物(純額)	181,527	133,557
工具、器具及び備品	130,375	161,995
減価償却累計額	68,568	94,698
工具、器具及び備品(純額)	61,807	67,296
リース資産	45,880	45,880
減価償却累計額	25,868	34,731
リース資産(純額)	20,011	11,148
有形固定資産合計	263,346	212,002
無形固定資産		
ソフトウェア	50,641	119,929
ソフトウェア仮勘定	-	380,028
その他	657	657
無形固定資産合計	51,298	500,614
投資その他の資産		
関係会社株式	247,602	251,867
その他の関係会社有価証券	75,000	152,807
関係会社長期貸付金	13,600	-
繰延税金資産	189,522	-
敷金及び保証金	424,797	574,480
出資金	600	1,200
その他	3,434	305
投資その他の資産合計	954,557	980,661
固定資産合計	1,269,202	1,693,278
資産合計	5,391,275	8,262,369

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	427,070	¹ 716,322
短期借入金	-	³ 2,700,000
1年内返済予定の長期借入金	30,000	30,000
未払金	324,999	329,508
未払費用	17,990	91,342
未払法人税等	1,124,308	7,862
未払消費税等	137,804	91,824
前受金	100,906	91,457
預り金	18,387	125,446
賞与引当金	84,476	89,629
その他	7,305	6,801
流動負債合計	2,273,250	4,280,194
固定負債		
長期借入金	120,000	90,000
その他	21,598	9,836
固定負債合計	141,598	99,836
負債合計	2,414,848	4,380,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	902,180	2,748,090
資本剰余金		
資本準備金	597,935	2,443,846
資本剰余金合計	597,935	2,443,846
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,063,006	728,166
利益剰余金合計	2,063,006	728,166
自己株式	588,056	626,131
株主資本合計	2,975,066	3,837,638
新株予約権	1,360	44,699
純資産合計	2,976,427	3,882,338
負債純資産合計	5,391,275	8,262,369

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年12月31日)
売上高	15,209,816	17,093,175
売上原価	9,380,063	13,569,746
売上総利益	5,829,753	3,523,429
販売費及び一般管理費	^{1, 2} 3,019,089	^{1, 2} 4,298,921
営業利益又は営業損失 ()	2,810,663	775,491
営業外収益		
受取利息	³ 1,948	³ 29,689
為替差益	1,373	2,817
業務受託料	³ 9,415	³ 32,096
その他	620	15,711
営業外収益合計	13,357	80,315
営業外費用		
支払利息	1,917	21,861
社債利息	73	-
投資事業組合運用損	-	12,192
自己株式取得費用	2,299	-
その他	60	991
営業外費用合計	4,350	35,044
経常利益又は経常損失 ()	2,819,671	730,221
特別利益		
事業譲渡益	-	487,370
特別利益合計	-	487,370
特別損失		
事業構造改善費用	-	⁶ 1,896,733
減損損失	-	⁵ 250,009
関係会社株式売却損	-	14,647
固定資産除却損	⁴ 2,070	-
子会社株式評価損	2,417	-
子会社清算損	2,082	-
その他	-	57
特別損失合計	6,570	2,161,448
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	2,813,101	2,404,298
法人税、住民税及び事業税	1,333,217	28,457
法人税等調整額	142,616	358,416
法人税等合計	1,190,600	386,874
当期純利益又は当期純損失 ()	1,622,501	2,791,173

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)		当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	8,562	0.1	4,053	0.1
労務費		1,381,501	14.4	3,293,742	20.9
経費		8,221,307	85.5	12,431,042	79.0
当期総製造費用		9,611,372	100.0	15,728,838	100.0
期首仕掛品たな卸高		20,728		4,268	
合計		9,632,100		15,733,107	
期末仕掛品たな卸高		4,268			
他勘定振替高	2	247,768		2,163,361	
当期売上原価		9,380,063		13,569,746	

1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年12月31日)
支払手数料	4,929,637千円	4,969,659千円
外注費	1,259,773千円	2,871,061千円
ライセンス使用料	1,023,807千円	2,279,454千円
サーバ管理費	357,866千円	706,605千円
賃借料	253,703千円	591,149千円

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年12月31日)
研究開発費	220,832千円	222,039千円
広告宣伝費	22,481千円	31,064千円
ソフトウェア仮勘定	千円	1,894,506千円
その他	4,455千円	15,751千円
合計	247,768千円	2,163,361千円

3. 原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	583,850	280,815	280,815	440,505	440,505
当期変動額					
新株の発行	318,330	317,120	317,120		
当期純利益				1,622,501	1,622,501
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	318,330	317,120	317,120	1,622,501	1,622,501
当期末残高	902,180	597,935	597,935	2,063,006	2,063,006

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	-	1,305,170	-	1,305,170
当期変動額				
新株の発行		635,450		635,450
当期純利益		1,622,501		1,622,501
自己株式の取得	589,969	589,969		589,969
自己株式の処分	1,913	1,913		1,913
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1,360	1,360
当期変動額合計	588,056	1,669,895	1,360	1,671,256
当期末残高	588,056	2,975,066	1,360	2,976,427

当事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	902,180	597,935	597,935	2,063,006	2,063,006
当期変動額					
新株の発行	1,845,910	1,845,910	1,845,910		
当期純損失()				2,791,173	2,791,173
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,845,910	1,845,910	1,845,910	2,791,173	2,791,173
当期末残高	2,748,090	2,443,846	2,443,846	728,166	728,166

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	588,056	2,975,066	1,360	2,976,427
当期変動額				
新株の発行		3,691,820		3,691,820
当期純損失()		2,791,173		2,791,173
自己株式の取得	55,296	55,296		55,296
自己株式の処分	17,221	17,221		17,221
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			43,339	43,339
当期変動額合計	38,075	862,572	43,339	905,911
当期末残高	626,131	3,837,638	44,699	3,882,338

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したのものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 決算日の変更に関する事項

当社は決算日を8月31日としておりましたが、将来のIFRS(国際財務報告基準)への適用に備えて、平成24年11月28日開催の定時株主総会の決議により、決算日を12月31日に変更しております。当該変更に伴い、当事業年度の期間は、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月間となっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年9月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「貯蔵品」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「貯蔵品」に表示していた228千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度末の「未収入金」は8,112千円であります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「長期前払費用」に表示していた1,434千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「リース債務」に表示していた7,305千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「リース債務」に表示していた13,099千円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
売掛金	千円	155,037千円
短期貸付金	197,936千円	989,916千円
買掛金	千円	10,631千円

2. 保証債務

下記の関係会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
メディアインクルーズ株式会社	千円	61,680千円

3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
当座貸越極度額	3,300,000千円	4,200,000千円
借入実行残高	千円	2,700,000千円
差引額	3,300,000千円	1,500,000千円

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度28%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度72%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	124,899千円	216,935千円
給料手当及び賞与	527,584千円	1,110,848千円
賞与引当金繰入額	26,912千円	30,031千円
業務委託費	157,956千円	170,698千円
採用斡旋手数料	135,712千円	247,038千円
減価償却費	9,587千円	26,099千円
研究開発費	220,832千円	222,039千円
広告宣伝費	1,175,459千円	1,184,840千円
賃借料	77,637千円	190,313千円
消耗品費	162,627千円	139,683千円

(表示方法の変更)

当事業年度において、「採用斡旋手数料」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。

2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
	220,832千円	222,039千円

3. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
受取利息	1,565千円	28,542千円
業務受託料	9,415千円	32,096千円

4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
建物	2,070千円	千円

5. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産または資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	250,009千円
合計			250,009千円

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位として行っております。

資産または資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮した上で、減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

資産または資産グループの回収可能額は使用価値によって測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能額を零として評価しております。

6. 事業構造改善費用

事業構造改善費用の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)
減損損失(注)	千円	908,194千円
貸倒引当金繰入額	千円	520,664千円
関係会社株式評価損	千円	392,279千円
その他	千円	75,594千円
合計	千円	1,896,733千円

(注) 減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	建物	41,548千円
		工具、器具及び備品	8,873千円
		ソフトウェア	725,528千円
		ソフトウェア仮勘定	109,205千円
宮城県仙台市	事業用資産	建物	11,990千円
		工具、器具及び備品	3,852千円
福岡県福岡市	事業用資産	建物	6,262千円
		工具、器具及び備品	932千円
合計			908,194千円

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位として行っております。

決算日後に事業構造改善の一環として一部のゲームタイトルからの撤退及び拠点の閉鎖を決議しており、これらに関する資産及び資産グループの他への転用や売却が困難であることから、回収可能額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)1、2		1,128,600	4,300	1,124,300

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加事由は、以下の通りであります。
 市場からの買取に伴う増加 791,800株
 ESOP信託導入に伴う増加 336,800株
 2. 普通株式の自己株式の減少事由は、以下の通りであります。
 ESOP信託導入による持株会への売却に伴う減少 4,300株

当事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日)

自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)1、2	1,124,300	104,000	38,700	1,189,600

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加事由は、以下の通りであります。
 市場からの買取に伴う増加 104,000株
 2. 普通株式の自己株式の減少事由は、以下の通りであります。
 ESOP信託による持株会への売却に伴う減少 38,700株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

サーバ設備(工具、器具及び備品)及び車両であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
子会社株式	207,954	226,867
関連会社株式	39,647	25,000
その他の関係会社有価証券	75,000	152,807
計	322,602	404,675

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別の内訳

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税否認額	79,435千円	2,240千円
未払事業所税否認額	2,514千円	1,316千円
貸倒引当金否認額	2,186千円	187,739千円
賞与引当金否認額	32,109千円	34,068千円
賞与引当金社会保険料否認額	4,047千円	4,354千円
前受金益金算入	41,584千円	36,709千円
前払費用取崩損金不算入	千円	4,220千円
その他	10,994千円	27,396千円
評価性引当額	2,121千円	298,046千円
繰延税金資産(流動)計	170,751千円	千円
繰延税金負債(流動)		
前払費用認定損	1,857千円	千円
繰延税金負債(流動)計	1,857千円	千円
繰延税金資産(流動)と 繰延税金負債(流動)の純額	168,893千円	千円
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	185,598千円	490,263千円
資産除去債務	3,924千円	9,851千円
投資有価証券評価損否認額	16,037千円	155,842千円
繰越欠損金	千円	257,504千円
その他	1,052千円	1,122千円
評価性引当額	17,089千円	914,583千円
繰延税金資産(固定)計	189,522千円	千円
繰延税金資産(固定)の純額	189,522千円	千円
繰延税金資産の純額計	358,416千円	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。また、当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	119.36円	120.42円
1株当たり当期純利益金額又は 純損失金額()	63.78円	101.88円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	59.11円	

- (注) 1. 当社株式は、平成23年9月27日をもって、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、平成24年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益金額又は純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は純損失金額		
当期純利益又は純損失()(千円)	1,622,501	2,791,173
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は純損失()(千円)	1,622,501	2,791,173
普通株式の期中平均株式数(株)	25,438,512	27,396,892
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	2,012,353	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数1,355個) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成25年7月17日取締役会決議第8回新株予約権 新株予約権の数4,369個 当社普通株式436,900株 平成25年11月29日取締役会決議第10回新株予約権 新株予約権の数1,000,000個 当社普通株式1,000,000株 平成25年11月29日取締役会決議第11回新株予約権 新株予約権の数1,000,000個 当社普通株式1,000,000株 これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の行使による増資

当社は、平成25年11月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年12月16日付で第三者割当による第9回新株予約権を発行し、平成26年1月9日及び平成26年1月21日において行使及び払込が完了しました。

この結果、資本金は3,123,090千円、発行済株式総数は34,058,600株となっております。

募集方法	第三者割当の方式による
発行する株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株
発行価額	1株当たり 750円
資本組入額	1株当たり 375円
発行価額の総額	750,000千円
資本組入額の総額	375,000千円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
資金の使途	国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用へ充当する予定です。

2. 子会社の吸収合併

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、下記のとおり、メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社の4社を吸収合併することを決議し、同日合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社の4社は、当社の100%子会社であります。重複部門の集約を行うことでコスト削減を進め、当社グループの収益力の強化を図るため、当該4社の吸収合併を行うことといたしました。

(2) 合併の要旨

合併の日程

合併契約承認取締役会 : 平成26年2月12日

合併契約締結 : 平成26年2月12日

合併期日(効力発生日) : 平成26年4月1日(予定)

当該合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併であるため、当社の合併承認株主総会は開催いたしません。

合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社は消滅いたします。

合併にかかる割当の内容

メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社は当社の100%子会社であるため、この合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払はありません。

(3) 合併する相手会社の名称、主な事業の内容、規模等

商号	メディアインクルーズ株式会社	Pikkle株式会社	株式会社ドリームラボラトリー	文京工機株式会社
主たる事業内容	モバイルオンラインゲームの企画・開発・運営	モバイルオンラインゲームの企画・開発・運営	モバイルオンラインゲームの企画・開発・運営	モバイルオンラインゲームの企画・開発・運営
売上高	(平成25年3月期) 974百万円	(平成25年3月期) 103百万円	(平成25年4月期) 42百万円	(平成25年6月期) 28百万円
当期純利益	18百万円	26百万円	10百万円	9百万円
総資産	314百万円	55百万円	12百万円	16百万円
純資産	57百万円	46百万円	9百万円	13百万円
従業員数 (平成25年8月31日現在)	96名	4名	3名	2名

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	217,579	64,008	59,801 (59,801)	221,786	88,228	52,177	133,557
工具、器具及び備品	130,375	69,621	38,001 (13,658)	161,995	94,698	48,431	67,296
リース資産	45,880			45,880	34,731	8,862	11,148
有形固定資産計	393,834	133,630	97,803 (73,460)	429,661	217,659	109,471	212,002
無形固定資産							
ソフトウェア	131,386	1,468,447	1,012,124 (975,538)	587,710	467,781	421,131	119,929
ソフトウェア仮勘定		1,961,067	1,581,038 (109,205)	380,028			380,028
その他	657			657			657
無形固定資産計	132,043	3,429,515	2,593,163 (1,084,744)	968,395	467,781	421,131	500,614
長期前払費用	1,434		1,129	305			305

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	増加額		減少額	
	内容	金額(千円)	内容	金額(千円)
建物	増床等に伴う設備	64,008		
工具、器具及び備品	増床等に伴う什器等	69,621	事業譲渡に伴う売却	23,628
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	1,448,744		
ソフトウェア仮勘定	ゲームアプリ開発費用等	1,961,067	ソフトウェアへの振替	1,448,744

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,123	520,664		16	526,771
賞与引当金	84,476	89,629	84,476		89,629

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法は、重要な会計方針に記載しております。

2. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	311
預金	
普通預金	3,934,860
別段預金	154,301
小計	4,089,161
合計	4,089,472

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	440,529
株式会社ディー・エヌ・エー	336,196
Google Inc.	263,795
メディアインクルーズ株式会社	123,544
株式会社バンダイナムコゲームス	95,398
その他	313,166
合計	1,572,631

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{487}$
1,752,044	13,922,970	14,102,384	1,572,631	90.0	58

(注) 当期発生高と損益計算書売上高との差額は、手数料等及び売上高に係る消費税等であります。

ハ．短期貸付金

相手先	金額(千円)
KLab Global Pte. Ltd.	989,916
ホットティー株式会社	9,550
合計	999,466

固定資産
 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
事務所賃借にかかる敷金	569,379
社宅賃借に係る敷金	401
その他	4,700
合計	574,480

流動負債
 イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ブシロード	310,924
株式会社びえろ	113,568
株式会社集英社	99,454
Amazon Web Services, Inc.	22,487
さくらインターネット株式会社	11,609
その他	158,279
合計	716,322

ロ．短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000
株式会社りそな銀行	700,000
株式会社みずほ銀行	1,000,000
合計	2,700,000

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載URL http://www.klab.com/jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会決議により、事業年度の変更いたしました。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日

なお、第14期事業年度については、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヵ月となります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)平成24年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年11月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日)平成25年1月11日関東財務局長に提出。

第14期第2四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)平成25年4月12日関東財務局長に提出。

第14期第3四半期(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)平成25年7月12日関東財務局長に提出。

第14期第4四半期(自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)平成25年10月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成24年11月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成24年11月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

平成25年7月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成26年3月7日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

平成24年9月21日、平成24年12月7日、平成25年1月11日、平成25年2月15日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約券の第三者割当における有価証券届出書

平成24年11月21日に関東財務局長に提出。

新株予約券の第三者割当における有価証券届出書

平成25年7月17日に関東財務局長に提出。

新株予約券の第三者割当における有価証券届出書

平成25年11月29日に関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年11月21日に提出した有価証券届出書に係る訂正届出書を平成24年11月22日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月28日

K L a b株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹野 俊成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 達也

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の平成24年9月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、K L a b株式会社の平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、K L a b株式会社が平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月28日

K L a b株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹野 俊成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 達也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の平成24年9月1日から平成25年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。